

令和5年度 飯豊町英語・数学・漢字検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、実用英語技能検定（以下「英語検定」という。）、実用数学技能検定（以下「数学検定」という。）及び日本漢字能力検定（以下「漢字検定」という。）に係る検定料の保護者負担を軽減し、もって生徒の学習意欲と英語、数学、漢字の能力向上を目的として町長が予算の範囲内において交付する飯豊町英語・数学・漢字検定料補助金（以下「補助金」という。）について、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の交付対象者)

第2条 補助対象者は、英語検定、数学検定及び漢字検定のうち3級以上を受験する中学校に在籍する生徒の保護者とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、1回の受験につき1,000円とする。ただし、当該年度において1種類の検定につき1回限りとする。

(補助金の交付申請等の委任)

第4条 補助対象者は、補助金の交付申請、請求、受領及び実績報告について、学校長に委任することができる。

2 補助対象者は、前項に規定する委任をする場合は、委任状（様式第1号）を学校長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者または補助対象者から委任を受けた学校長（以下「申請者」という。）は、補助対象者にあつては飯豊町英語・数学・漢字検定料補助金交付申請書（様式第2号）を、学校長にあつては飯豊町英語・数学・漢字検定料補助金交付申請書（学校長申請用）（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 補助対象者が前項の申請をする場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 検定申込書等の写し
- (2) その他町長が必要と認めた書類

3 学校長が第1項の申請をする場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前条に規定する委任状
- (2) 飯豊町英語・数学・漢字検定料対象者名簿（様式第4号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を精査し、適正と認めた場合は、補助金の交付を決定し、飯豊町英語・数学・漢字検定料補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、飯豊町英語・数学・漢字検定料補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、受験後速やかに町長へ提出しなければならない。

- (1) 検定料の領収書等の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、規則第15条の規定に基づき、飯豊町英語・数学・漢字検定料補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知する。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、町長が必要と認めた場合には、第6条による補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときには、飯豊町英語・数学・漢字検定料補助金請求書（概算払）（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 飯豊町英語・数学・漢字検定料補助金交付決定通知書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。